中央三井アセットの年金情報

- ▼ 厚生年金基金
- ☑ 確定給付企業年金
- □ 確定拠出年金
- ■適格退職年金
- □ 公的年金
- □ その他

平成 22年9月7日 中央三井アセット信託銀行株式会社 年金コンサルティング部

◆旧厚生年金基金基本プラスアルファ部分に係る代替給付の取扱いについて◆

確定給付企業年金における旧厚生年金基金基本プラスアルファ部分(以下、旧基本プラスアルファ部分という。)の受給者及び待期者に対する代替給付(※)の取扱いについて、厚生労働省宛に次の内容を確認致しましたのでご連絡致します。

- (※)代替給付:旧基本プラスアルファ部分の継続給付に代えて、保証期間付有期 年金給付を行う等の選択肢を設けること。
- ◆受給者や待期者に対する旧基本プラスアルファ部分に係る代替給付の規定については、原則、代行返上時のみに認める取扱いであること。
- ♣ただし、やむを得ない事情により代行返上時に旧基本プラスアルファ部分の検討を行うことができなかった場合には、代行返上の翌日から初回の定例財政再計算による掛金の適用日までの間に規約変更し規定することも可とすること。
- ♣なお、既に代行返上している場合については、経過的に平成24年3月31日までに規約変更し規定することも差し支えないこと。

以上